

Business
Report
No.1703

ゆびすい 経営レポート

今月のトピック

Part 1

中小企業も可能な申告期限の延長
ポイントは定時株主総会の招集時期

今月のトピック

Part 2

多様化している非正規雇用労働者の雇用形態



信頼と安心、そして未来へ…
YUBISUI

ゆびすいグループ

税理士法人ゆびすい／指吸会計センター株式会社／司法書士法人ゆびすい登記センター／
社会保険労務士法人ゆびすい労務センター／公認会計士事務所

URL: <http://www.yubisui.co.jp/>

ゆびすい

検索

☎ 0120-640-171

詳しくは中面をご覧ください!! ▶▶

OPEN
ここを開いてください!

今月のトピック Part 1

中小企業も可能な申告期限の延長 ポイントは定時株主総会の招集時期

2017年度税制改正において法人税の確定申告書の提出期限が最大「6カ月」まで延長できる見直しが行われるが、その要件の一つに「会計監査人を置いている場合」がある。

「会計監査」というと大企業の話かと思いがちだが、監査を受けていない企業でも申告期限の延長の申請は行える。

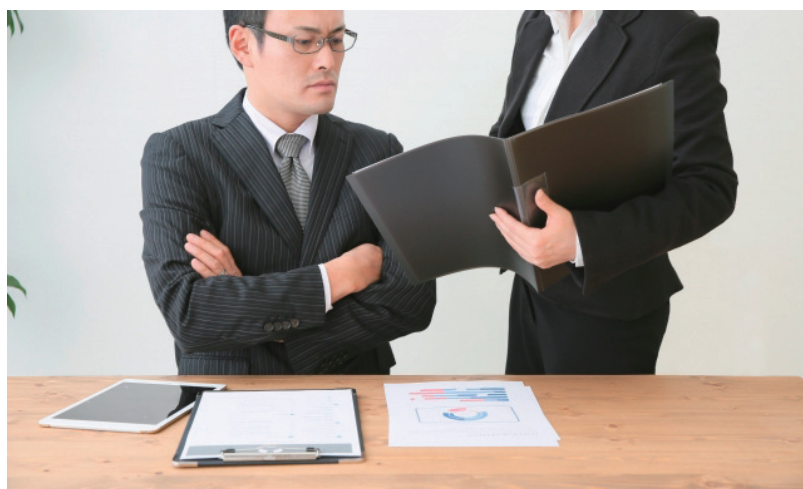
確定申告の延長したい場合には、まず会社の定款を確認する必要がある。定款に「当社の定時株主総会は、毎事業年度終了後3カ月以内に召集する」などと定められていれば、申告期限の延長を申請できる。

ポイントは、定時株主総会の招集時期が「2カ月以内」ではなく「3カ月以内」とされていることだ。会社法では、事業年度終了の日から3カ月以内に定時株主総会を開けばよいとされている。

法人税の申告期限は原則、事業年度終了後2カ月以内と定められているが、事業年度の終了から3カ月目に株主総会を行う企業の場合は、通常の申告期限までに法人税の額が確定しないケースがある。]

そこで、このような企業は「申告期限の延長の特例」の申請を行い、申告期限を1カ月延長して申告することができる。この特例を利用すれば、どの企業も申告期限を延長することが可能となる。

注意が必要なのは、申告期限の延長を行っても、納付の期限は2カ月のままであること。納付期限が過ぎてしまうと利子税がかかるので、申告を終わらせる前に、納付するべき税金を概算して「見込納付(仮納付)」しておけばいい。



税理士の目

東日本事業部 倉田博之

申告期限の延長の特例を受ける場合は、「申告期限の延長の特例の申請書」を事業年度終了の日までに納税地の所轄税務署長に提出する必要があります。

都道府県民税、事業税、市町村民税についても「提出期限の延長の届出書」の提出が必要となります。

なお、消費税の申告期限の延長の特例はありませんので注意が必要です。

また、利子税を納付された場合は損金算入が可能となっております。



グループ企業だからこそ提供できる完全経営サポート

充実の完全ワンストップ

創業65年を超える信頼と実績

200名を超える専門スタッフ

主要都市を網羅する全国展開

ゆびすいグループ

税理士法人ゆびすい／指吸会計センター株式会社／司法書士法人ゆびすい登記センター／
社会保険労務士法人ゆびすい労務センター／公認会計士事務所

URL: <http://www.yubisui.co.jp/>

ゆびすい

検索

TEL: 0120-640-171

Mail: kigyo-info@yubisui.co.jp

多様化している非正規雇用労働者の雇用形態

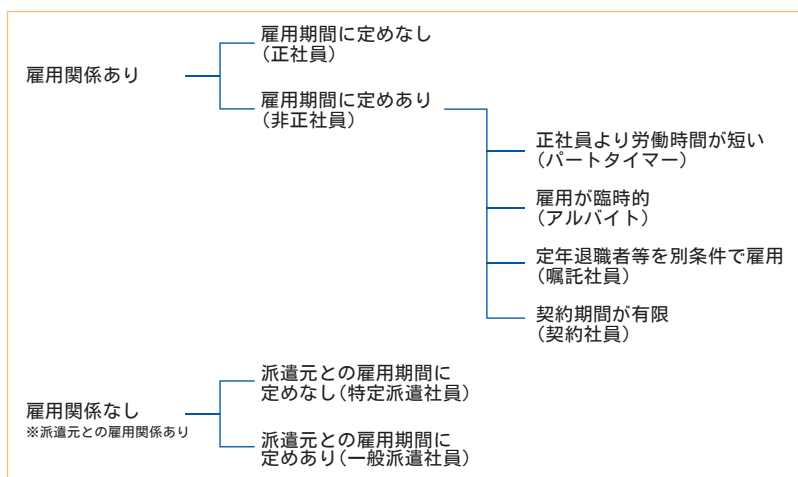
これまでの人事制度を始めとする組織と人材のマネジメントは、基本的に雇用期間に定めのない、正社員と区別される人を対象とすることを前提に設計されてきました。

したがって、多くの企業の新入社員の育成プログラムやキャリアプランなどは、将来的に組織に長期貢献することを前提として策定されています。

しかし、人材不足の現状において、非正規雇用労働者の早期戦力化を図ることも企業としては重要なテーマとなっています。そのためには、非正規雇用労働者にも目を向けた育成プログラム等の整備も必要となってきています。

非正規雇用労働者といっても、以下のとおり、様々な雇用形態がありますのでここで整理しておきます。

■雇用形態と期間



サービス業や流通業、福祉関連の事業などでは、パートタイマーやアルバイトでも店舗や現場のオペレーションの主要な部分を担当しているケースも増えています。

また、団塊の世代が大量退職し、若年労働者のスキルが不足している企業においては、熟練労働者を嘱託社員として継続雇用するケースも増えています。

さらには、雇用関係を直接持たない派遣労働者も増えています。派遣労働者の受け入れによる最大のメリットは、コスト管理が容易になることです。

他に派遣労働者を活用するメリットとしては、高度な専門知識を柔軟に活用することができることです。例えば、国際化の進んでいる企業においては、通訳や翻訳などの専門能力を必要に応じて入手できます。

このような非正規雇用労働者や派遣労働者をマネジメントすることが今後の企業にとって重要な課題となっています。

社労士の目

社労事業部 田中和臣

パートタイマーや非常勤労働者の活用は、人材不足を補う事だけでなくコスト管理を容易とすることから、経営者としてはメリットのあるものと言えます。

しかし、こうしたメリットがある一方で流動性も高く、人材不足を補う意味では一時的であると考えられます。こうしたデメリットを少しでも解消する意味で、パートタイマーや非常勤労働者を正規採用する事も視野にいられて適切なマネジメントを行うことで、安定的な人材の確保と定着をはかることも人材不足を改善する為には必要となってくると考えられます。

ゆびすいは、契約前の「相性マッチングサービス」をお勧めしています

契約までに何をするの？

- ☒ お客様のニーズをヒアリングにてご確認致します
- ☒ 過去の決算分析からお客様の会社の強み、弱みを把握し、ご説明致します
- ☒ これからの企業経営についてご提案致します

これらの業務を通じて、
ゆびすいの担当者との相性を
ご確認頂きます。

ご親族、お知り合いの方などで、 「お困りの方」は、いらっしゃいませんか？

企業経営、税金、起業、不動産、相続、人事労務、その他あらゆる疑問、お悩みを

税理士	社会保険労務士	司法書士
公認会計士	中小企業診断士	ファイナンシャルプランナー

など、各分野の専門家がご相談に応じます。

----- お気軽にご連絡、ご紹介下さい。 -----

ご親族、
お知り合いの方が...

- 『独立開業』を考えている。
- 『相続』について、税金・財産分割・生前贈与・遺言・名義の変更などで悩んでいる。
- 『不動産や株』などの売却、購入をした、又は考えているが、税金や名義変更についてアドバイスが欲しい。
- 商売を営んでいるが、節税、財務、人事労務、その他経営に関する『質の高いアドバイスをしてくれる専門家』を探している。

etc...

ご紹介、無料相談の流れ

- 1 まずはお電話、又は直接弊社スタッフに相談者様についてお伝え下さい。
0120-640-171（月～金 9:00～17:00）
↓
- 2 弊社スタッフが相談者様にお電話、メール等にてご連絡差し上げます。
※ ご相談者様が直接弊社にご連絡いただいても構いません。その際はご紹介者様のお名前をお伝え下さい。
↓
- 3 お電話、又はご来社いただき相談者様の疑問について対応いたします。（初回相談60分無料）
※ ご相談の日時はお客様のご都合に合わせ、柔軟に対応いたします。
また、お客様のご都合によりお客様のもとへ直接お伺いすることも可能です。
↓
- 4 無料相談後、有料サービスのご依頼がある場合には、お見積りをさせていただきます。
↓
- 5 お見積りを検討していただき、ご納得いただければ正式に契約成立となります。
高品質なサービスを誠実に提供することをお約束いたします。

よくあるご質問

- Q. 相談者は売上もまだ少ない個人事業者ですが、紹介してもよいのですか？
- A. 是非ご紹介下さい。弊社のお客様は個人商店から上場企業様まで多岐にわたります。小規模な個人事業者のお客様もたくさんいらっしゃいますのでご安心下さい。
- Q. 相談者に現在契約している税理士がいるのですが、無料相談は可能ですか？
- A. 可能です。通常の税務相談や申告書作成については現在ご契約されている税理士に依頼し、その他顧問税理士に相談しにくい案件について弊社にご相談いただければと思います。是非一度お問い合わせ下さい。

ご紹介いただきましたお客様は、ゆびすいグループが責任をもってお手伝いをさせていただきます。

初回60分相談無料

TEL : 0120-640-171